

# 明治の皇室典範

## 成立までの概略

### 養老律令継嗣令

日本で最初に作られた律令は『大宝律令』（701年・大宝元年）。唐のものを参考に、日本の実情に合うように作られました。

それから約50年後に改正版として編纂されたのが『養老律令』です。その後、律令が作られることはありませんでした。養老律令そのものは散逸して現存していませんが、平安時代の注釈書によって内容がわかります。

この『養老律令』の13番目の「継嗣令」は唐令には存在しないもので、日本独自のものとなっています。

第1条「皇兄弟子条」には「女帝も含む天皇の兄弟・子を親王とし、五世孫までを王とする。それ以外は諸王とする（凡皇兄弟皇子。皆為親王。〔女帝子亦同。〕以外並為諸王。）」と記されており、制定時において天皇は男女の区別なく考えられていたことがわかります。

注釈書で738年（天平10年）頃の成立とされる『古記』では、女帝の配偶者が諸王であっても、その子は親王とすること。ただし配偶者は諸王のまま。女帝の兄弟姉妹も親王とするとありますが、つまり、その子が親王なのは母が女帝であることによる、父が諸王という血統のためではないということになります。

江戸中期には朱子学による幕府の政策が行き届き家父長制が徹底され、注釈本では、女帝容認を否定するものが出てきます。儒教による価値観が皇位継承にも影響するようになったのです。

### 明治の皇室典範

明治になり、国家の近代化のために憲法や法律を制定することとなり、皇位継承についても法制化することになりました。

1875年（明治8年）に元老院が設置され、議長である有栖川宮熾仁親王に対して皇位継承に関わる法制化が命じられ、柳原前光・福羽美静・中島信行・細川潤次郎の4議員が国憲取調委員に任命されます。より血統への意識が高くなったのです。

柳原前光 | 公家。伯爵。外務省から元老院。大正天皇の生母である柳原愛子の兄であり、次女は歌人柳原白蓮、長女は入江子爵家に嫁ぎその子が昭和天皇の侍従長であった入江相政。

福羽美静 | 津和野派の国学者。元津和野藩士。

中島信行 | 元海援隊士。

細川潤次郎 | 法政学者。元土佐藩士。

1876年（明治9年）の第一次草案では「男は女に先ち」と男子優先ではありますが女子にも継承を認めており、1879年（明治12年）の第三次草案では「もし止（や）むことを得ざるときは、女統入て嗣（つ）ぐことを得」とされています。

ここでは皇位継承に関する性別は「男統」「女統」と呼ばれ、第一次から第三次草案まで女性の皇位継承も認める内容でした。

男系継承は絶対の原則という共通認識はなかったと言えます。

### 皇室制規の立案と強固な反対意見

1884年（明治17年）には宮内省制度取調局が開設され、「皇室規範」が立案されます。法令用語として「男系」「女系」が使われたのは、この時が初めてです。

#### 皇室制規 皇位継承ノ事

第一 皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ継承ス男女系各嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ従フヘシ

第六 皇族中男系尽ク絶ユルトキハ皇女ニ伝ヘ皇女ナキトキハ皇族中他ノ女系ニ伝フル事第三第四第五ノ例ニ抛ルヘシ

第七 皇女若クハ皇統ノ女系ニシテ皇位継承ノトキハ其皇子ニ伝ヘ若シ皇子ナキハ其皇女ニ伝フ皇女ナキトキハ皇族中他ノ女系ニ伝フル事第三第四第五ノ例ニ抛ルヘシ

第十三 女帝ノ夫ハ皇胤ニシテ臣籍ニ入りタル者ノ内皇統ニ近キ者ヲ迎フヘシ

「皇族中男系絶ゆるときは、皇族中女系を以（もつ）て継承す」

「皇族中男系尽く絶ゆるときは、皇女ニ伝へ、皇女なきときは皇族中他の女系に伝ふる事」

「皇女若（もし）くは皇統の女系にして皇位継承のときは其皇子に伝へ、若し皇子なきは其皇女に伝ふ」

「女帝」「女系」を認める内容となっており、その子にも男女問わず継承資格はあるというものです。

ここでは女帝と臣籍の皇胤男子（皇位継承資格のない男系男子）との間に生まれた皇子を女系と定義しており、ただの血縁ではなく、皇位継承資格の経路として「男系」「女系」が使われています。

つまり女帝から継承されれば次世代の男性天皇は女系ということになり、それが当時では一般的な考えだったということになります。

これを示された法務官僚の井上毅は強く反発し、1886年(明治19年)に総理大臣兼宮内卿の伊藤博文に対し「謹具意見」を提出、男系男子を主張しました。

### 帝室典則の立案から皇室典範の制定へ

同年、この主張を受けて宮内省は内大臣・三条実美の配下で「帝室典則」を立案しますが、これは女帝、女系(女統)を否定し、かつ庶子継承を認める内容となっていました。これ以降、女帝と女系は認めない内容となっていきます。

「帝室典則」は内大臣三条実美の主宰する宮中顧問官会議で評議を行います。その内容は上奏されず、これと同時に伊藤博文から皇室法の起草を柳原前光に命じられます。柳原は1887年(明治20年)1月中旬に「皇室法典初稿」を起草し提出、井上毅は2月下旬に「皇室典範草案」を提出します。3月に柳原は「皇室典範再稿」を提出し、これを受けて高輪の伊藤の自宅で柳原前光・井上毅・伊東巳代治とともに審議をします。

伊藤博文と井上毅は、1888年(明治21年)3月に12章66か条からなる皇室典範草案を作成。枢密院での審議を経て1889年(明治22年)2月11日に、明治憲法発布と同時に「皇室典範」として成立しました。

ただ官報に記載せず、制定を賢所・皇霊殿・神殿に申告するに止めるという形で、非公式に発表されます。

「皇室典範」の第1条は井上毅の意見を入れて「大日本国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子、之(これ)を継承す」とされました。

この皇室典範は憲法と同等の効力を持つ最高法規で、改正は議会の承認を必要とされないとされました。

## 皇室典範(明治22年2月11日制定)

### 第1章 皇位継承

- 第1条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス
- 第2条 皇位ハ皇長子ニ伝フ
- 第3条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ
- 第4条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニシ皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫 皆在ラサルトキニ限ル
- 第5条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ
- 第6条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其子孫ニ伝フ
- 第7条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ
- 第8条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
- 第9条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族会議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ継承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

「直系嫡子男子」→「直系庶子男子」→「兄弟」→「傍系男子」の順序で継承が定められている。これは古来からの皇室の「直系重視」の原則を踏襲したため。女子の継承は認められなくなったが、直系継承は維持された。

当初は女帝・女帝が容認だった皇位継承が認められなくなっていくのは、明治政府のイデオロギーの変化、特に軍事的な要素が関係しているとも考えられます。その観点から流れをまとめました。

年代	皇室法制化の動き	政治・制度の動き	関連事項	思想の流れ
明治元年		「神仏分離令」	普仏戦争	国家神道と宮中祭祀の制度化開始 プロイセンを模倣した近代的な軍隊整備 儒教的な社会制度の整備
明治3年		「徴兵令」		
明治4年			ドイツ帝国成立	
明治5年		皇紀の発布		
明治6年				忠臣の象徴としての軍人の頂点としての「大元帥」が描かれ始める
明治8年	元老院設置			
明治9年	第一次草案	西南戦争		
明治10年				国家の理想像として「男系男子」「万世一系」が志向される
明治12年	第三次草案			
明治13年		明治憲法初期案		
明治15年			伊藤博文渡欧	直系の男系男子・第日本帝国軍大総帥・現人神としての天皇像が確定する → 神話を元にした歴史観、国家神道と一体になった皇国史観が出来上がる
明治16年	「皇室規範」立案		岩倉具視死亡	
明治17年	「帝室典則」立案			
明治19年	皇室典範草案			
明治21年	「皇室典範」成立			
明治22年		明治憲法発布		
明治23年			樞原神宮創建	
明治27年		日清戦争		
明治30年			神武天皇陵完成	